

# 指定訪問介護重要事項説明書

【令和6年4月1日現在】

当事業所は介護保険の指定を受けています

[相模原市指定第1472603743]

当事業所は、ご契約者様に対し指定訪問介護サービスを提供します。「相模原市指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

- 1 事業者の概要
- 2 事業所の概要
- 3 営業日及び営業時間
- 4 事業の目的及び運営方針
- 5 指定訪問介護の内容と費用
- 6 利用料金のお支払い方法
- 7 通常の事業の実施地域
- 8 施設の職員体制
- 9 職員の勤務体制
- 10 事故発生時の対応
- 11 緊急時における対応等
- 12 サービス内容等に関する苦情相談
- 13 非常災害時の対策
- 14 身体拘束について
- 15 虐待防止について
- 16 ハラスメント行為の禁止について
- 17 暴力団排除について
- 18 職員の資質向上について
- 19 守秘義務について
- 20 その他

### 1 事業者(法人本部)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恩賜 神奈川県同胞援護会 財団
代表者名	会長 岡 章太郎
法人本部所在地・連絡先	(住所) 横浜市西区岡野2-15-6
	(電話) 045-311-2606
	(FAX) 045-314-3924

### 2 事業所(ご利用施設)の概要

施設の名称	相模原養護老人ホーム
所在地・連絡先	(住所) 相模原市南区大野台5-13-7
	(電話) 042-751-7060
	(FAX) 042-752-9227
事業所番号	1472603743
管理者の氏名	藤井 直樹

### 3 営業日及び営業時間

- (1) 営業(サービス提供)日 日曜から土曜まで
- (2) 営業(サービス提供)時間 終日
- (3) 電話等による24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 4 事業の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

指定訪問介護は、介護保険法に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

#### (2) 運営方針

- ① 訪問介護員は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 5 指定訪問介護の内容と費用

#### (1) 介護保険給付対象サービス

##### ア サービスの内容

種類	内容
身体介護	食事 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。 朝食 8時20分 昼食 12時00分 夕食 18時00分
	入浴 利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うとともに、入浴の自立についても適切な援助を行います。 介護入浴日 月・水・金・土の午前(振り替える場合があります)
	排泄 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

種 類	内 容
生 活 援 助	日常生活のリズム及び清潔感を考えた援助を行うよう配慮します。 ・着替え ・洗濯 ・掃除 ・片付け など さらに、プライバシーを侵害しない配慮をします。
	通院、買物 等 通院に際しては、個々人の状況に応じた援助を行います。 ・付き添い ・送迎 ・手続き など
	健康管理 健康チェック等は、定期的に行うとともに、日常生活において常に配慮された援助を行います。
	相談援助 ご本人、ご家族等からの相談に応ずるとともに、必要な援助等を適切に行います。 ・介護 ・利用料 ・制度 など

## イ 費用

### ①指定訪問介護の身体介護の単価

時 間	単 位	料 金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
30分未満	189 単位	1,992 円	200 円	399 円	598 円
45分未満	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円
1時間未満	341 単位	3,594 円	360 円	719 円	1,079 円
1時間15分未満	426 単位	4,490 円	449 円	898 円	1,347 円
1時間30分未満	511 単位	5,385 円	539 円	1,077 円	1,616 円

### ②指定訪問介護の生活援助の単価

時 間	単 位	料 金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	48 単位	505 円	51 円	101 円	152 円
30分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
45分未満	142 単位	1,496 円	150 円	300 円	449 円
1時間未満	190 単位	2,002 円	201 円	401 円	601 円
1時間15分未満	214 単位	2,255 円	226 円	451 円	677 円
1時間15分以上	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円

### (2)介護保険対象外サービス

利用料金の全額負担となります

## 6 利用料金のお支払い方法

毎月、「5のイの費用」に記載された金額を基に算定した利用料金明細書により請求いたしますのでお支払い願います。

## 7 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は相模原市南区大野台5-13-7の区域とする。

## 8 施設の職員体制

当事業所は、老人福祉法及び介護保険法と相模原市条例に基づく「介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

但し、法令に基づき兼務する事ができるものとする。

従 業 者 の 職 種	人 数	区 分				常勤換算後の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1	0	1	0	0	1.0 人	業務全般の管理等
サービス提供責任者	1	1	0	0	0	1.0 人	介護計画作成 等
訪 問 介 護 員	23	0	18	0	5	5.4 人	介護サービス提供
(1)介護福祉士	19	0	16	0	3	4.6 人	〃
(2)訪問介護養成研修1級課程修了	0	0	0	0	0	0.0 人	〃
(3)訪問介護養成研修2級課程修了	4	0	2	0	2	0.8 人	〃
(4)訪問介護養成研修3級課程修了	0	0	0	0	0	0.0 人	〃

## 9 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 ) 常勤で勤務	8 / 4週
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯 ( 8 : 30 ~ 17 : 30 ) 常勤で勤務	8 / 4週
訪問介護員	早番 ( 7 : 00 ~ 16:00 ) 日勤 ( 8:30 ~ 17:30 ) 遅番 ( 9:30 ~ 18:30 ) ( 10:00 ~ 19:00 ) 夜勤 ( 16:15 ~ 10:15 )	8 / 4週

## 10 事故発生時の対応

介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに速やかに関係市町村、家族等に連絡を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う

## 11 緊急時における対応等

利用中に体調等の急変があった場合は、ご本人の主治医の指示、もしくは協力医療機関の協力により速やかに対処します。

また緊急時連絡先等の必要な連絡先に連絡します。

## 12 苦情相談窓口

利用者又は身元引受人等は提供されたサービス等につき、苦情を申し出る事が出来る。

その場合、速やかに事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者又は身元引受人等に報告するものとする。尚、苦情申し立て窓口は下記のとおりである。

当施設相談窓口	窓口担当 相談員 (佐藤 真貴子・高倉 学・吉野 久美子) 解決責任者 施設長 藤井 直樹 ご利用時間 午前9時～午後5時 ご利用方法 面接相談、苦情箱
相模原市 高齢政策課 相談窓口	所在地 相模原市中央区富士見6-1-20あじさい会館4階 電話番号 042-707-7046 FAX番号 042-752-5616 対応時間 午前8時30分～午後5時15分
神奈川県国民健康 保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 FAX番号 0570-033-110 対応時間 午前8時30分～午後5時15分

## 13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「相模原養護老人ホーム消防計画」にのっとり対応を行います。
避難訓練	別途定める「相模原養護老人ホーム消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
消防計画書	相模原南消防署への届出：令和元年8月16日 防火管理者：須藤 譲

## 14 身体拘束について

事業者及び職員は、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

但し、緊急やむを得ない場合は、その規定の手続きにしたがって必要最低限の時間及び期間に限り身元引受人等の承認のもと、身体拘束を行うこともある。

## 15 虐待防止について

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

## 16 ハラスメント行為の禁止について

(1) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者および利用者のご家族がサービス従業員に対し以下の行為をすることを固くお断りします。

- ① 身体的な危害を加える行為  
例: 殴る、蹴る、物をぶつける、唾を吐く
- ② 個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為  
例: 怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する
- ③ 相手の意に反する性的誘いかけ、好意的な態度の要求等性的な嫌がらせ行為  
例: 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す

## 17 暴力団排除

指定訪問介護事業所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

- (1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

## 18 職員の資質向上

当事業所職員は、資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制も併せて整備する。

- (1) 採用時研修 : 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 : 年1回以上

## 19 守秘義務について

当事業所では介護福祉サービスを提供する上で、知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

## 20 その他

相模原養護老人ホームの運営規定に従い訪問介護のサービス提供に努めます。

.....確認及び書名欄.....

当事業所は、指定訪問介護にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

「事業者」

所在地 神奈川県相模原市南区大野台5-13-7

事業者 相模原養護老人ホーム

藤井 直樹

説明者名

.....

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護についての重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

「契約者」

住所

.....

氏名

.....